



みなし贈与/海外における信託行為

(23・3・24 名古屋地裁)

第 48 回 2013 年（平成 25 年）2 月 1 日

発表 星田 寛

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

名古屋地裁平23・3・24判決(控訴)

平成20年(行ウ)第114号 贈与税決定処分取消等請求事件 判決

1. 事案の概要

(1) 事件

原告の祖父がアメリカ合衆国(以下「米国」という。)ニュージャージー州法に準拠して、米国籍のみを有する原告を受益者とする信託を設定したところ、処分行政庁が、この信託行為につき、相続税法(平成19年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。)4条1項を適用して贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をしたので、原告が、その取消しを求める事案である。

(2) 当事者等

原告は、日本国籍のA及びBの二男として、2003年(平成15年)〇月〇日、米国において生まれた米国籍のみを有し日本国籍を有しない男児である。A及びBの間には、原告の他に、C(長男)、D(三男)、E(四男)の3人の子がいる(乙5)。

Fは、Aの父親である。なお、Fには、Aの他に、娘が2人(Aの姉と妹であり、姉は既に死亡している。)おり、Aの姉の子は、Cよりも年長である(証人F)。

(3) 原告の居住関係等

ア Bは、平成15年11月2日、A及びCと一緒に渡米し、Aが役員を務める株式会社Iの所有する米国カリフォルニア州(以下略)にあるコンドミニアム(以下「本件コンドミニアム」という。)で生活した(乙5, 16の2ないし4)。

Bは、同年〇月〇日、原告を米国において出産した。

イ Aは、平成15年4月19日、株式会社Jとの間で、肩書き地に住宅を建築する請負契約を締結した(乙21。以下、この請負契約による完成後の住宅を「〇の自宅」という。)

A及びBは、同年12月16日付けで、肩書き地を住所とする住民登録をし、その住民登録上の住所は、平成21年5月12日まで変動していない(乙7)。

ウ Bは、原告が誕生した後の平成16年1月30日に、原告とCと共に帰国し、約1週間実家に滞在した後、〇の自宅に移り、同年4月11日まで、そこで生活していた。そして、Bは、原告とCと共に同日渡米した(乙4, 5, 16の1, 3, 4)。

エ Bは、平成16年9月2日、A, C, 原告と共に帰国し、〇の自宅で生活した。原告は、同年11月19日、居住地を〇の自宅とし、Aを世帯主とする外国人登録をし、乳幼児医療費受給者証の交付を受けた。また、原告は、出生の翌日である平成15年〇月〇日、Aの被扶養者として健康保険組合から扶養認定を受けた(乙4, 5, 16の1ないし4, 乙17, 18, 19の1, 2)。

Bは、平成17年5月9日、原告とCと共に渡米し、本件コンドミニアムで生活し、同年8月20日に帰国した。

Bは、その間、Dを米国において出産した。原告は、平成17年2月25日、在留資格を「短期滞在」から「日本人の配偶者等」に変更する旨の許可を受けた(乙4, 5, 16の1, 3, 4, 5)。

(4) 信託契約の締結等

ア Fは、平成16年(2004年)8月4日、Gとの間で、米国ニュージャージー州法に準拠して、Fを委託者、Gを受託者とする信託契約(以下「本件信託契約」といい、本件信託契約に係る契約書を「本件信託契約書」、本件信託契約によって設定された信託を「本件信託」という。)を締結した。そして、Fは、同月26日、本件信託における信託財産(以下「本件信託財産」という。)として券面額500万米国ドル(以下、単に「ドル」と表記する。)の米国財務省短期証券(以下「本件米国債」という。)をGに引き渡した。なお、Fは、本件米国債を、スイスにおいて保管していた。

イ 本件信託契約書の条項(ただし、和訳したものは、別紙2記載のとおりである(甲4。以下、本件信託契約書の個別の条項を摘示する場合は、例えば、4条1項[別紙では『4. 1』と表記してある。])を「本件信託契約4条1項」のように記載する。)

本件信託契約書の冒頭には、本件信託は、Fの子孫らのために設定された旨の記載があり、本件信託契約4条1項には、本件信託の受益者として原告の氏名が記載されている。また、本件信託契約7条1項には、委託者は、本トラスの目的を満たすための適切な投資戦略は生命保険証券への投資であると信ずる旨記載されている。

ウ Gは、2004年(平成16年)9月15日、H外5社との間で、Aを被保険者とする生命保険契約(以下、この6つの生命保険を総称して「本件生命保険」という。なお、本件生命保険における保険金総額は6,083万6,103ドルである。)を締結し、保険料として合計440万ドルを支払った(甲52ないし57、69の1ないし6)。

(5) 課税処分を経緯等

ア 原告は、平成16年分の贈与税の申告をしなかった。

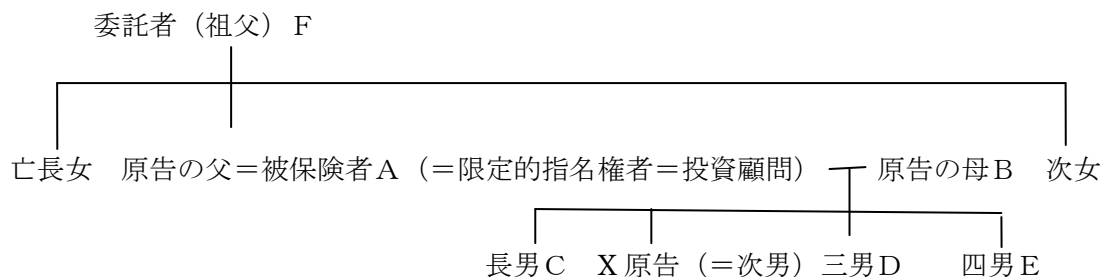
イ 処分行政庁は、原告に対し、平成19年1月25日付けで、本件信託により取得した財産の価額の合計額(課税価格)を5億4,565万9,864円とし、そこから基礎控除額110万円を控除した上、贈与税額を2億7,002万9,500円とする贈与税の決定処分及びこれに関する無申告加算税の額を4,050万3,000円とする無申告加算税賦課決定処分(以下、両者を併せて「原処分」という。)をした。

ウ 原告は、平成19年3月12日、処分行政庁に対し、原処分の取消しを求めて異議申立てをした。処分行政庁は、これに対し、同年6月11日付けで、原決定を一部取り消し、課税価格を5億4,563万1,777円、これに対する贈与税額を2億7,001万5,500円、無申告加算税の額を4,050万1,500円とする異議決定をした。

エ 原告は、平成19年7月9日、国税不服審判所長に対し、原処分(ただし、上記異議決定により、その一部について取り消された後のもの)の取消しを求めて審査請求をした。国税不服審判所長は、これに対し、平成20年7月1日付けで、原処分を更に一部取り消し、課税価格を5億4,513万2,799円、これに対する贈与税額を2億6,976万6,000円、無申告加算税の額を4,046万4,000円とする裁決をした(上記ウの異議決定及びこの裁決により一部が取り消された後の原処分を「本件課税処分」という。)

(本事件の概要)

ア 家族関係図



イ 契約・居所等の経緯

- H15.4.19 原告の両親 A, B は日本で肩書き地に自宅建築請負契約を締結。
- H15.11.2 A, B 及び長男 C は渡米し加州 (A が役員を務める会社所有コンドミニアム) に居住。原告が誕生し米国籍を取得 (日本国籍を申請せず)。
- H15.12.16 A, B は自宅として H21.5.12 まで住民登録。
- H16.1.30 B は C, 原告と帰国し 1 週間実家に滞在。
- H16.4.11 B は C, 原告とともに渡米。
- 7.1 祖父 F が、8.4 シティトラストが信託契約に署名。8.26 祖父 F は米国債を信託。
(A は、4.1 川崎市内で健康診断を、また 4.12 米国病院にて健康診断を受ける)
- H16.9.2 B は A, C, 原告と帰国し自宅に居住。原告は 11.19 外国人登録。
H16.9.10 A は投資顧問として保険契約の締結を指示し、
9.15 受託者は 6 社に保険料を支払い保険契約を締結 (A が被保険者、受託者が保険金受取人)。
H17.2.25 在留資格を短期滞在から日本人の配偶者等の変更許可を受ける。
- H17.5.9 H17.5.9 に B, C, 原告はともに渡米し、コンドミニアムで生活し、D が生まれ、ともに 8.20 に帰国。

ウ 本件信託契約の概要

- i 序文；本件信託は祖父 F がその子孫のために設定する。
- ii 1 条；撤回不能の永久信託で、定めによる場合を除き変更、修正または解除できない。
- iii 3 条；委託者は本件信託にかかる定めおよび法令の下での利益および権利を放棄し、完全な譲与である。
- iv 4 条 1 項；受託者は、自己の裁量により、原告が生存する限りにおいて、原告の教育、生活費、健康、慰安および安寧のために妥当と思われる金額を元本および収益から支払う。
- v 4 条 2 項；受託者は、1 項にかかわらず、その他の受益者が限定的指名権者 A により指名された場合、信託財産をその者のためにも保有、管理、分配する。
- vi 6 条；受託者は合理的な裁量により権限を行使できる。
- vii 6 条 8 項；受託者は信託財産をあらゆる種類の投資対象に投資できる。
- viii 7 条 1 項；生命保険証券への投資は適切な投資戦略である。
- ix 7 条 6 項；被保険者の死亡、保険証券の早期償還等の場合には、受託者は、当該保険証券の保険金及び給付金を回収するものとされ、そのために必要な措置を講ずる権限を有する。

(参考；税額等に関する被告の主張)

被告が本件訴訟において主張する原告の平成 16 年分の贈与税の課税価格は 5 億 4,513 万 2,799 円、納

付すべき税額は2億6,976万6,000円であり、また、無申告加算税の額は4,046万4,000円である。その算出根拠は、次のとおりである。

(1) 贈与により取得した財産の価額の合計額（課税価格） 5億4,513万2,799円

ア 財産評価基本通達（昭和39年4月25日付け直資56・直審（資）17。平成17年5月17日付け直資5-7による改正前のもの。以下「評価通達」という。）の定め

(イ) 評価通達202《信託受益権の評価》は、信託の利益を受ける権利の評価について、その(1)で、「元本と収益との受益者が同一人である場合においては、この通達の定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によって評価する。」と定めている。

(ロ) 評価通達197-3《割引発行の公社債の評価》は、その(3)で、証券取引所に上場された割引発行の公社債及び日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された割引発行の公社債以外の割引発行の公社債の評価方法について、「その公社債の発行価額に、券面額と発行価額との差額に相当する金額に発行日から償還期限までの日数に対する発行日から課税時期までの日数の割合を乗じて計算した金額を加算した金額によって評価する。」と定めている。

(ハ) 評価通達4-3《邦貨換算》は、「外貨建てによる財産及び国外にある財産の邦貨換算は、原則として、納税義務者の取引金融機関（外貨預金等、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表する課税時期における最終の為替相場（邦貨換算を行う場合の外国為替の売買相場のうち、いわゆる対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場をいう。また、課税時期に当該相場がない場合には、課税時期前の当該相場のうち、課税時期に最も近い日の当該相場とする。）による。」と定めている。

イ 本件における課税価格の算出

(イ) 本件信託では、元本と収益の受益者が同一人であるから、贈与により取得した財産の価額の合計額は、本件信託財産である券面額500万ドルの本件米国債を課税時期において評価した金額となる。そして、本件における贈与税の課税時期は、委託者であるFが、本件信託契約に基づき、本件米国債を受託者であるGに引き渡した平成16年8月26日である。

(ロ) 課税時期である平成16年8月26日における本件米国債に係る券面額100ドルの評価額は、発行価額99.664ドルに、券面額100ドルと発行価額との差額に本件米国債の発行日（平成16年7月22日）から償還期限（平成16年10月21日）までの日数（92日）に対する発行日から課税時期までの日数（36日）の割合を乗じて計算した金額を加算した99.7954782608ドルとなり、本件米国債（500万ドル）の価額は、その金額に500万ドル／100ドルを乗じて求めた498万9,773.91304ドルとなる。

(ハ) 訴外K銀行の平成16年8月26日における対顧客直物電信買相場（1ドル当たり109.25円）により邦貨換算すると、贈与により取得した財産の価額の合計額は、5億4,513万2,799円となる。

(2) 基礎控除額 110万円

上記金額は、租税特別措置法70条の2に規定する贈与税の基礎控除額である。

(3) 基礎控除後の課税価格 5億4,403万2,000円

上記金額は、上記(1)の金額から上記(2)の金額を控除した金額から、国税通則法（以下「通則法」という。）118条1項の規定に基づき1,000円未満の端数を切り捨てたものである。

(4) 納付すべき税額 2億6,976万6,000円

上記金額は、上記(3)の金額に、相続税法21条の7を適用して算出した金額である。

(5) 無申告加算税の額 4,046万4,000円

上記金額は、上記(4)の金額に、通則法 118 条 3 項の規定を適用した後の金額に、通則法 66 条 1 項を適用して計算した金額である。

2. 判旨

(1). 主文

処分行政庁が原告に対し平成 19 年 1 月 25 日付けでした、平成 16 年分贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも平成 19 年 6 月 11 日付け異議決定及び平成 20 年 7 月 1 日付け裁決により一部取り消された後のもの）を、いずれも取り消す。

(2). 争点及び当事者の主張、裁判所の判断

本件の争点は、本件課税処分の適法性であり、次の 5 つである。

- (1)本件信託の設定行為が相続税法 4 条 1 項にいう「信託行為」に当たるか否か、
- (2)原告が同条 1 項にいう「受益者」に当たるか否か、
- (3)本件信託が生命保険信託に当たるか否か、
- (4)原告が相続税法 1 条の 4 第 3 号の制限納税義務者に当たるか否か、
- (5)本件信託財産が我が国に所在するものであるか否か、

(1) 本件信託の設定行為が相続税法 4 条 1 項にいう「信託行為」に当たるか否か

(被告の主張)	(原告の主張)
<p>相続税法 4 条 1 項にいう信託行為は、同法においてこれを定義した規定はないが、我が国の法体系において信託について規定しているものは信託法（平成 18 年法律第 108 号による改正前のもの。以下同じ。）であるから、相続税法 4 条 1 項にいう信託行為も、信託法における信託行為に該当するものをいう趣旨であると解される。</p> <p>ところで、信託法 1 条に従って信託を定義すると、信託とは、委託者が信託行為によって、受託者に財産権（信託財産）を帰属させつつ、同時にその財産を一定の目的（信託目的）に従って、受益者のために管理・処分すべき拘束を加えるところに成立する法律関係となり、信託行為とは、このような信託という法律関係を成立させる法律行為をいうことになる。そして、信託の法的特色としては、①特定された財産を中心とする法律関係であること、②受託者が財産権の名義者となること、③受託者に財産の管理・処分の権限が与えられること、④受託者の管理・処分の権限は排他的であること、⑤受託者の権限は、</p>	<p>我が国の信託法 1 条の規定によれば、受託者の権限は「一定の目的に従って財産の管理又は処分をなす権限」とされており、受託者に受益者を選定する権限を認めておらず、まして、第三者にその裁量により受益者を選定する権限を与えることは想定されていない。</p> <p>しかるに、本件信託契約 4 条 2 項、3 項によれば、本件信託契約においては、A は、受益者選択権、受託者である G に対する財産の保有、管理、分配について指示する権限を有しているから、このような本件信託は、我が国の信託法の規定する信託には該当しない。</p>

他人のために一定の目的に従って行使されなければならないこと、⑥法律行為によって設定されること、が挙げられる。

本件信託は、FがGに対して委託する財産（本件米国債）を中心とする法律関係であること（上記①）、Fは本件信託財産（本件米国債）の所有権をGに移転させており、本件信託財産を受託者名義の財産としていること（上記②）、Gは、その裁量によって本件信託財産を保管し、必要に応じて信託財産を受益者に分配し、あるいは処分することが許容されており、Gには本件信託財産に関する管理・処分権限が与えられており、F及びその他の者にはその権限はないから、Gの管理・処分権限は排他的であること（上記③、④）、Gの上記権限は、Fの子孫らの教育、扶助、保健、慰安及び福利を図る目的で行使することが定められており、受益者のために一定の目的に従って行使されることが予定されていること（上記⑤）及び本件信託は契約によること（上記⑥）に照らせば、本件信託の設定行為は、相続税法4条1項にいう「信託行為」に該当する。

当裁判所の判断

相続税法4条1項の「信託行為」については、同法にはこれを定義する規定は置かれていない。このような場合、納税者の予測可能性や法的安定性を守る見地から、税法上の用語は、特段の事情のない限り、通常用いられる用法により解釈するのが相当である。本件においても、信託行為は、信託法により規定されている概念であるので、相続税法4条1項の「信託行為」は、信託法による信託行為を意味するものと解するのが相当である。

そして、信託法1条によれば、信託とは、委託者が、信託行為によって、受託者に信託財産を帰属させ、同時にその財産を一定の信託目的に従って受益者のために管理処分すべき拘束を加えるところにより成立する法律関係であると解されるところ、本件信託も、証拠（甲4）によれば、委託者であるFが、本件信託の設定行為により、受託者であるGに本件信託財産である本件米国債を帰属させ、受益者とされる原告のために管理処分すべき拘束を加えたものと認められるので、本件信託の設定行為は、相続税法4条1項にいう「信託行為」に当たると認められる。

この点、原告は、本件信託契約4条2項、3項により、Aが受益者選択権、受託者であるGに対する財産の保有、管理、分配について指示する権限を有していることを理由に、本件信託は、信託法にいう信託に当たらないと主張する。しかし、本件信託契約4条各項の規定によっても、受託者であるGの信託財産に対する管理処分権限自体が否定されるものではないから、原告の主張は採用できない。

(2) 原告が相続税法 4 条 1 項にいう「受益者」に当たるか否か

(被告の主張)	(原告の主張)
<p>ア 相続税法 4 条 1 項は、委託者が他人に信託受益権を与えたときは、信託行為をした時に信託受益権を贈与又は遺贈したものとみなして課税する方法（信託行為時課税）を採用している。そして、F が本件信託の信託行為をした時は、F が本件米国債を本件信託財産として G に引き渡した平成 16 年 8 月 26 日である。したがって、<u>本件課税処分が適法となるためには、この時点において原告が本件信託の利益の全てについて受益者となっていたことが必要である。</u></p> <p>イ <u>本件信託契約 4 条 1 項には、原告が生存する限りにおいて、受託者は自己の裁量において、原告の一定の目的のために妥当であると思われる金額を原告に支払い又は原告の利益のために利用する旨の記載があるから、本件米国債の引き渡しがあった平成 16 年 8 月 26 日において、原告が本件信託における受益者であることは明らかであり、その他に本件信託の受益者として指名されている者はいないから、原告が唯一の受益者である。</u></p> <p>原告は、本件信託の設定者である F の意思によれば、本件信託は「子孫等」のために設定されたもので、特定の子孫の利益のために設定されたものではなく、原告は唯一の受益者ではないと主張する。しかし、その主張は、次のとおり失当である。</p> <p>(ア) 原告は、本件信託契約書に「本トラストは、F の子孫らの利益のために設定されたものであり」と記載されていることを根拠としてあげるが、これは、契約の当事者や目的を表明する「前文」の部分において本件信託契約の理念を述べた記載で「子孫ら」の範囲や「利益」の中身も具体的ではないなど、本件信託設定時において、<u>原告以外に受益者となるものを具体的に定めるものではないから、この記載は、本件信託設定時において原告が唯一の受益者であることを否定するものではない。</u></p> <p>(イ) F は、創業した事業や財産に関して、K 銀行東京オフィスの L から日本と米国の双方において納税の必</p>	<p>ア 相続税法 4 条は、法律的には財産を贈与によって取得したとはいえないが、実質的にみて贈与によって取得したものと同視できる財産権の移転がある場合に、公平負担の見地から、当該財産権を贈与によって取得したものとみなして贈与税を課すこととするみなし贈与税の根拠規定（同法 4 条ないし 9 条）の一部をなすものである。</p> <p>相続税法 4 条は、「信託の利益を受ける権利」を「贈与により取得したものとみなす」としていることから信託受益権を課税物件としていることが明らかであり、みなし贈与課税の他の根拠規定である同法 5 条ないし 9 条との整合性なども考えれば、同法 4 条は、信託受益権を信託行為等によって取得した者がいる場合に、その取得原因を贈与とみなす機能を果たしているにすぎない。</p> <p>そして、みなし贈与課税は、実質的に見て贈与を受けたのと同様の経済的利益を享受している事実がある場合に、税負担の公平の見地から、享受することになった経済的利益に担税力を認めて課税すべきであり、また、そもそも贈与税は贈与による財産の移転が当事者間において確定的に生じたものと客観的に認められるときに初めて課税されるべきものである。</p> <p>また、相続税法 4 条 2 項 4 号が、ある者が停止条件の成就によって信託受益権を取得することにより「受益者となった」とされていることなどに鑑みると、<u>同条 1 項の「受益者であるときは」とは、「受益者として信託受益権を取得したときは」ということを意味する。</u></p> <p>以上によれば、<u>相続税法 4 条は、ある者に信託受益権が確定的に帰属したと認められる状態になったときに、その者の信託受益権の取得原因が贈与であるとみなすことにより、信託受益権を課税物件としてその取得者に贈与税を課すための根拠規定であり、仮に信託契約において「受益者」あるいはそれに類似する呼称を与えられて信託の利益を受ける可能性</u></p>

要性が生じない信託を勧められた。その概要は、委託者を米国の非居住者である F とし、受益者を米国籍のみを有する米国居住者である原告とする信託契約を締結した後、無体財産を信託財産として受託者に引き渡し（日本国籍を有しない非居住者に対する国外資産の贈与であれば、日本の相続税法により贈与税は課税されない。）、その後、本件信託財産を A を被保険者とする保険証券に投資し（ただし、本件信託においては、その投資先は保険証券に限定されていない。）、その後、受益者である原告は、元本部分を無税で受け取るというものであった。これを受けて、F は本件信託を設定したのであるから、F は、本件信託設定当時、この契約の重要な要素である、米国籍を有し、かつ米国の居住者である原告を唯一の受益者とするを意図していたというべきである。

(ウ) 原告は、受託者である G に本件信託による利益分配に関する裁量権があることを根拠に、原告が信託利益の全部の受益者には該当しないと主張する。確かに本件信託契約 4 条 1 項によると、信託財産の分配は受託者の裁量的判断に委ねられているが、これは、G が本件信託財産の分配の時期、分配額について裁量があることを明らかにしたものにすぎず、しかも、本件信託契約 4 条 1 項は「(原告) の利益のために利用する」との文言があり、裁量権は原告のために行使されるのであるから、原告が本件信託の受益者であることを否定するものではない。

があると記載された者がいたとしても、その者に信託行為によって信託受益権が確定的に帰属させられていないのであれば、そのような信託行為について相続税法 4 条 1 項を適用することは違法である。

イ 本件信託の準拠法であるニュージャージー州法は、信託契約書の解釈において設定者の意思を最大限に考慮することとしている。そして、信託契約書は信託設定者の現実的かつ相当な意思を考慮するという「設定者の真意」を基準に解釈すべきであり、その真意を確認するに当たっては、周辺事実及び状況も鑑みた上で、信託契約書全体から読み取れる設定者の主要目的に主眼を置いて行うべきである。

本件においては、設定者である F は、証人尋問において、原告が本件信託の利益の全てを享受するものでない旨述べている上、本件信託契約書の冒頭に「F の子孫らの利益のために設定されたもの」と明記されていること、本件信託の受託者が契約者となっている本件生命保険の申込書においても「Trust beneficiaries are children of the insured」と記載されていることに照らしても、原告のみが本件信託の受益者でないことは明らかである。

なお、本件信託契約においては、受託者は、信託財産の分配について、教育、生活費、健康、慰安及び安寧のために妥当であると思われる金額という制限が付されているものの裁量権を有しており、この裁量に基づき、本件信託財産以外の一切の財産及び資産を考慮した上で、信託財産の分配を行うことができるのであり、このことは、ニュージャージー州法の後見制度に照らしても是認されており、受益者が、その裁量判断を不服として訴えを提起しても、裁判所は受託者の裁量を尊重することになる。したがって、原告は、本件信託設定時に、信託の全部の利益を享受できる立場にはなく、本件信託から利益を受けることを期待できる立場にあつたにすぎないというべきであるから、相続税法 4 条 1 項にいう「受益者」に当たらない。

当裁判所の判断

① 相続税法等の定め

ア 通則法15条2項5号によれば、贈与税の納税義務は「贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）による財産の取得の時」に成立するとされている。そして、相続税法4条1項は、「信託行為があった場合において、委託者以外の者が信託（省略）の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があった時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利（省略）を当該委託者から贈与（省略）により取得したものとみなす。」と規定している。

ところで、相続税法において、同法4条1項と同じように贈与があったとみなす旨を定めた規定としては、次のものがある。

(ア) 生命保険契約の保険事故（省略）又は損害保険契約の保険事故（省略）が発生した場合において、これらの契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、これらの保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金（省略）のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額のこれらの契約に係る保険料でこれらの保険事故が発生した時まで払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす（同法5条1項）。

(イ) 定期金給付契約（省略）の定期金給付事由が発生した場合において、当該契約に係る掛金又は保険料の全部又は一部が定期金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、当該定期金給付事由が発生した時において、定期金受取人がその取得した定期金給付契約に関する権利のうち当該定期金受取人以外の者が負担した掛金又は保険料の金額の当該契約に係る掛金又は保険料で当該定期金給付事由が発生した時まで払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を当該掛金又は保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす（同法6条1項）。

(ウ) 著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があった時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があつた時における当該財産の時価（省略）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（省略）により取得したものとみなす（同法7条1項）。

(エ) 対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合においては、当該債務の免除、引受け又は弁済があつた時において、当該債務の免除、引受け又は弁済による利益を受けた者が、当該債務の免除、引受け又は弁済に係る債務の金額に相当する金額（対価の支払があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該債務の免除、引受け又は弁済をした者から贈与（省略）により取得したものとみなす（同法8条1項）。

(オ) 以上の場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与（省略）により取得したものとみなす（同法9条1項）。

イ 以上の各規定を通覧すると、(ア)の場合、保険事故が発生した場合には保険金の支払義務が発生するから、保険金受取人は、保険金の支払請求権を現に有することになり、(イ)の場合、定期金給付事由が発生した場合には当該定期金の支払義務が発生するから、定期金の受取人は、定期金の支払請求権を現に有することになり、(ウ)の場合、著しく低い価格で財産を譲り受けた場合には、譲受けにより、譲り受けた者は、当該財産の所有権を取得するから、財産の価値を現に把握することになり、(エ)の場合、対価を支払わないで、又は著しく低い価額

の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済がされた場合には、これらの行為により利益を受けた者は、自己の債務が減少することなどにより、現に利益を受けることになり、(ウ)の場合、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合には、その者は、当該利益を現に受けているものであり、いずれも、受贈者とされる者が贈与とみなされる行為によりもたらされる利益を現に有することになったと認められる時に、贈与があつたものとみなすと規定されていると理解できる。これらの規定と、通則法15条2項5号を併せて読めば、贈与税は、受贈者とされる者が贈与による利益を現に有することに担税力を認めて、これに対して課税する制度であると理解できる。

したがって、**相続税法5条ないし9条と同様に、みなし贈与の規定である同法4条1項にいう「受益者」とは、当該信託行為により、その信託による利益を現に有する地位にある者と解するのが相当である。**

② 本件信託の趣旨等

被告は、原告は相続税法4条1項にいう「受益者」に当たると主張する。そこで、本件信託の趣旨等を検討する。

ア Fが本件信託を設定するに至った経過等証拠（甲4、51ないし57、70、78〔枝番を含む。〕ないし80、100、乙22の2、乙24、証人F）によれば、次の事実が認められる。

(ア) Fは、非上場企業の創業者であり、かねてから自己の相続税対策に関心を持っていた。K銀行名古屋出張所のMは、K銀行東京オフィスのLと共に、遅くとも平成13年1月ころから、Fに対して、相続税対策として、海外への投資等の案件を紹介するようになった。

(イ) そして、平成13年6月ころには、MとLは、Fに対して、Fを被保険者とする海外生命保険を利用したプランを紹介したが、Fは、心臓移植を受けたことを理由に自らが被保険者となるプランはできないと断った。同年7月、MとLは、Fに孫(C)が生まれると聞いたので、孫に対して、信託を通じた贈与を行うプランを提案した。これは、Fが、米国で信託を設定し、Aを被保険者とする生命保険をその信託が購入し、孫を受益者とするという内容のものであった。しかし、Aの渡米期間が短期間であり、労働ビザを保有していないことから、Fは、このプランは無理が伴うとして断念した。

(ウ) 平成15年7月、Fは、MやLに、Aに第2子が誕生するので、前回断念したプランを再考したい旨話し、再度(イ)の孫に対する信託を通じたプランの説明を求めた。その後、これを受けたMやLは、N弁護士（O法律事務所）に、米国カリフォルニア州での労働ビザ取得を相談し、あるいは、K銀行内の関係部署等と連絡を取るなどして、本件信託の設定に向けた準備を行った。また、Fは、同年10月23日、K銀行ニューヨーク本店において、M、Lをはじめとする関係者と会い、K銀行が計画しているプランの説明を受けた。その際使用された説明のパンフレット（乙24）には、米国非居住の外国人である設定者が、無体財産を信託財産として解約変更不可能型の信託を設定し、設定者の子供を被保険者とする生命保険を購入し、米国籍のみを有する米国居住の設定者の孫を受益者とする模式図が記載され、さらに死亡保険金が支払われたときには、信託がこれを運用することや、運用資産は、パワーホルダーが分配を受託者に指示することにより、受益者である孫に利益を分配する旨、さらには、元本部分は無税で資産受け取り可能とも記載されている。

(エ) 平成16年4月1日及び2日、Aは、神奈川県川崎市内の病院において、本件生命保険の被保険者となるための健康診断を受けた。同月12日、Aは、米国の病院において、本件生命保険の被保険者となるための健康診断を受けた。

(オ) 平成16年7月1日、Fは、本件信託契約書に署名をした。

(カ) 平成16年8月4日、Gは、本件信託契約書に署名した。

- (キ) 平成16年8月26日、Fは、本件信託に、本件信託財産として本件米国債500万ドル分を寄託した。
- (ク) Aは、平成16年9月10日、本件信託の投資顧問として、受託者であるGに対して、本件生命保険の契約締結を指示した。これを受けて、Gは、同月15日、そのうちの440万ドルを一時払保険料として支払い、合計6社との間で、Aを被保険者とする本件生命保険の契約を締結した。
- (ケ) 平成16年9月29日、Gは、K銀行に対し、本件生命保険の各保険会社への送金を指示した。

イ 本件信託契約の内容等

本件信託契約書(甲4)によれば、本件信託の特色は次のとおりであると認められる(以下で引用する括弧内の条項は、本件信託契約書の条文番号である)。

- (ア) 受託者は、自己の裁量により、原告が生存する限りにおいて、原告の教育、生活費、健康、慰安及び安寧のために妥当と思われる金額を、元本及び収益から支払うとしている(4条1項)。
受託者は、4条1項の規定に関わらず、信託財産に関わる限定的指名権(本件信託の受益者を指名できる権限)が行使されたときは、信託財産を、本件信託契約により特に除外されている者以外の者のために保有、管理、分配するものとする(同条2項1号)。
- (イ) 受託者の権限は、制限を受けず、受託者の合理的な裁量において行使することができる(6条柱書き)とされ、その例示として、資産の維持、全般的管理、賃貸借、借入れ、保険の購入、提訴、和解等が挙げられている(同条1項ないし7項)。また、受託者は、信託財産を、ニュージャージー州法に規定される標準的な注意義務に従うことを条件として、あらゆる種類の投資対象に投資できる(同条8項)。同条の他の規定をも総合すると、受託者は、信託財産の運用に関して、広範な権限が認められているといえる。
- (ロ) 本件信託契約では、受益者の財政的な要求を満たす流動性を提供し、設定者の死亡時に本件信託により企図される利益を積み立てることが主たる目的とされ、そのための手段として生命保険証券への投資が、この目的を満たすための適切な投資戦略であるとされている(7条1項)。
 これを受けて、受託者は、設定者又は保険加入の利益があるその子孫の誰かを被保険者とする生命保険証券を購入及び保有する権限を有する(7条2項)とされ、信託財産により購入した保険証券について、あらゆる権利を有するものとされている(同条3項)。
 また、保険料支払に関しては、受託者は、信託財産が支払うべき保険料又はその他手数料の額に満たない場合には、保険料又はその他手数料を支払う義務はないが、自己の裁量により、信託財産の元本を売却するなどして、保険料などを支払うことができるとされている(7条5項2号)。そして、被保険者の死亡、保険証券の早期償還等の場合には、受託者は、当該保険証券の保険金及び給付金を回収するものとされ、そのために必要な措置を講ずる権限を有するとされている(7条6項)。
- (ハ) 本件信託契約においては、投資顧問として、Aが指名されている(8条1項)。投資顧問は、信託の投資方針、信託資産の売買又は保有の決定につき責任を負うとされており(同条柱書き)、受託者が本件信託契約6条に基づき権限を有する措置を講じるよう、受託者に指示する権限を有している(同条2項2号)。
- (ニ) 受託者の報酬等に関しては、受託者は、報酬表に基づき報酬を受けるものとされており、収益から充当すべき報酬は、経常収益又は累積利益から支払えるものとされ(9条7項)、また、受託者の報酬及び費用の全ては、信託より支払われるものとされている(同条11項)。
- ウ 以上認定の本件信託契約に至る経過等や本件信託契約の内容に照らすと、本件信託は、本件信託財産を、Aを被保険者、Gを保険契約者兼保険金受取人とする本件生命保険に投資し、その死亡保険金をもって、受益者

に利益を分配することを目的として設定されたものと認めるのが相当である。

確かに、本件信託契約における受託者の権限を見ると、生命保険以外にも広く信託財産を投資できる権限が認められている。しかし、本件信託契約では、受託者の権限を定める6条の他に、7条において、本件信託財産を生命保険に投資することが明示されている。さらに、8条により、本件信託は、投資顧問であるAの指示に従って、資産運用する義務を負っている。そして、本件信託契約の締結経過、すなわち、本件信託の設定者であるFは、あくまでも生命保険で運用することを内容とする投資プランをK銀行のMらに相談し、本件生命保険の被保険者であるAは、本件信託契約締結前に、既に生命保険契約締結のための健康診断を受診し、投資顧問としてのAは、本件信託が設定された2週間後には、受託者であるGに対し、本件生命保険の契約締結を指示し、これを受けて、Gは、本件生命保険の契約を締結したことに照らせば、本件信託は、Fから委託された本件信託財産である本件米国債を生命保険契約で運用することを想定して設定されたものであり、本件信託において受益者に分配することが予定されている信託財産は、Aが死亡し又は本件保険契約が満期の時に発生する死亡保険金であると認められる。

なお、本件信託財産としてFが寄託したのは本件米国債（額面合計500万ドル）であり、そのうち440万ドルが本件生命保険の一時払保険金として使用されたが、本件信託は、残り60万ドルについて米国債として運用している（乙26、弁論の全趣旨）。しかし、本件生命保険の満期はいずれも昭和46年〇月〇日生まれのAが100歳となる2072年とされており、本件保険契約は締結から約68年間継続することが予定されている上、本件生命保険契約締結当時32歳であるAが日本人男性の平均余命である約80歳まで生存するとした場合、本件信託は、少なくとも約48年間本件生命保険を管理する必要がある、本件信託は、その間の管理費用（なお、Fは、この費用を年間1万ドルと証言している。）を負担することになる（本件信託契約7条5項2号、8条2項9号）。また、本件信託は、解約不能の永久信託であるから（本件信託契約1条）、受託者に対する報酬が本件信託から永久に支払われることになる（本件信託契約9条7項、11項）。そして、本件生命保険の生命保険金は、満期又は保険事故が発生するまで発生しないので、本件信託としては、これらの費用に充てる資金を予め確保しておく必要がある。本件生命保険の上記管理費、信託報酬、Aの余命、本件生命保険契約の存続期間を考慮すると、米国債として運用されている60万ドル相当額は、今後確実に発生が見込まれる本件生命保険の管理費や信託報酬に充てる予定であり、受益者に対する分配を予定していない信託財産であると理解するのが相当である。

エ また、上記イ(ア)で認定判示したとおり、受託者であるGは、信託財産の分配に関して裁量権を有しており、Aが死亡し本件生命保険の保険金を受領したとしても、これを直ちに全額原告に支払わなければならない義務を負っておらず、適宜の方法で支払うことが認められている上、限定的指名権者であるAにおいて、原告以外の者を受益者と指名することができるものである。したがって、本件信託契約上、原告が本件信託の受益者とされているとしても、その地位は浮動的なものであると認められる。

③ 検討

これらの本件信託の趣旨等を前提として、原告が本件信託の設定時において、本件信託による利益を現に有する地位にある者と認められるか否かを検討する。本件信託は、上記のとおり生命保険への投資を内容とする信託であり、その信託財産500万ドルのうち、信託の費用に充てられることが見込まれる60万ドルを除いた本件信託において現実に運用することが可能な信託財産となる440万ドル全てが、本件生命保険の一時払保険料として払い込まれている。したがって、本件信託としては、本件生命保険の保険金を受領できる時、すなわち保険事故であるAの死亡した時又は保険期間が満了した時まで保険金を取得することはできず、本件信託

設定時においては、受益者に対して分配することが可能となる資産を有していないことになる。

そうすると、本件信託の受益者は、本件信託設定により直ちに本件信託から利益を得ることはできず、Aが死亡し、あるいは本件生命保険の満期が到来して初めて本件信託から利益を得ることが可能となることになる。

また、原告は、本件信託契約において第一次的には受益者とされているが、本件信託が受領した本件保険契約に基づく保険金を直ちに全額受領できるわけではなく、本件信託の裁量により分配を受け得るのみであり、しかも、限定的指名権者の指名により、原告以外の者が本件信託の利益の分配を受けることも可能である。

以上の事情を総合すれば、原告は、本件信託の設定時において、本件信託による利益を現に有する地位にあるとは認められないといわざるを得ない。

この点、被告は、本件信託契約が締結され、Fが本件米国債を信託財産として本件信託に寄託した後に、受託者であるGはその裁量により本件生命保険契約を締結したのであるから、受益者である原告は、本件信託設定時に本件信託による利益を取得できていた旨主張する。しかし、本件信託の設定と本件生命保険契約の締結時期に若干の間隔があるとしても、前示のとおり、本件生命保険の契約締結は、本件信託契約締結前から予定されていたものである。被告の主張は、このような本件信託契約の実態を踏まえない形式論であって、採用することができない。

(3) 本件信託が生命保険信託に当たるか否か

(被告の主張)	(原告の主張)
<p>原告は、本件信託は、委託者が金銭又は有価証券を信託し、受託者をして、受託者の名において委託者又は第三者を被保険者として生命保険契約を締結せしめ、満期又は保険事故発生の場合に受託者が保険金請求権を行使して得た保険金を受益者のために一定の目的に従って運用することを内容とするものであり、生命保険信託に当たると主張する。しかし、生命保険信託というためには、信託契約において受託者に信託財産の運用方法について裁量がなく、生命保険契約の締結が義務付けられている場合か、少なくとも受託者において投資すべき生命保険の内容がある程度具体的に定まっている場合に限られる。本件信託においては、受託者であるGは生命保険契約への投資を義務付けられておらず、本件信託契約6条8項にあるように、Gは自らの判断で本件信託財産の運用ができる。したがって、このような本件信託契約の定めは、上記生命保険信託の要件を充足しないことは明らかである。</p> <p>また、本件信託設定後における信託財産の運用状況を見ても、Fは、本件信託設定時、K銀行・スイス支店の同人名義の口座から、券面額500万ドルの</p>	<p>本件信託は、仮に我が国の信託法の規定する信託に当たるとしても、次のとおり、生命保険信託に当たり、相続税法4条1項は適用されず、同法5条1項が適用されるべきである。</p> <p>本件信託の設定者であるFは、その設定の1年以上前から、K銀行、G及び生命保険を利用した資産管理を提案する会社と、Fの長男であるAを被保険者とする海外生命保険信託の設計を行い、かつ当該設計どおりに本件信託の設定及び本件生命保険の購入が行われた。そして、本件信託契約7条、8条の規定を見ると、本件信託の目的達成のため本件信託契約において明示されている投資対象は、海外生命保険以外になく、かつ受託者であるGは投資顧問（本件生命保険の被保険者）であるAの指図に完全に従うほかないことが分かる。また、本件信託の設定者であるFは、本件生命保険証券を購入してこれを受託者であるGに信託し、その保険金を受益者のために一定の目的に従って運用すること以外を想定しておらず、そのことは、本件信託契約書に記載された設定者の意思にも合致する。</p> <p>したがって、本件信託契約は、2004年（平成1</p>

<p>本件米国債を本件信託財産としてGに引き渡し、その後、本件米国債が売却され、約440万ドルは生命保険契約に充てられたが、残りの約60万ドルは再度米国債の購入に充てられている。したがって、<u>受託者であるGは、本件信託財産について、生命保険契約を締結することを義務付けられていない。</u></p> <p><u>よって、本件信託は、生命保険信託ではなく、受託者であるGが、本件信託契約締結時に本件信託財産の一部を生命保険により運用する信託にすぎないというべきである。</u></p>	<p>6年) 8月26日、委託者であるFが、有価証券である米国財務省証券を信託し、同年9月15日、<u>受託者であるGをして、受託者の名前においてAを被保険者として生命保険契約を締結せしめ、満期又は保険事故発生の場合に受託者が保険金請求権を行使して得た保険金を、受益者のために一定の目的に従って運用することを内容とする生命保険信託である。</u>したがって、日本の相続税法上の取り扱いとしては、同法5条が適用されるのであり、4条が適用されることはない。</p>
---	--

(4) 原告が相続税法上の制限納税義務者に当たるか否か

(被告の主張)	(原告の主張)
<p>住所とは、生活の本拠を指すところ、<u>原告は、本件信託設定当時、生後〇か月の乳児であって独立して生活できる状況になかったから、原告の生活の本拠は母であるBの生活の本拠と同一と考えられる。</u>そして、以下の事情に照らせば、Bの生活の本拠は日本である。</p> <p>ア Aは、肩書き地に〇の自宅を新築し、平成15年12月16日に入居した。そして、Bは、平成16年1月30日から約1週間後に、〇の自宅に居住を開始した。なお、Bの住民票上の住所は、平成15年12月16日から〇の自宅となっており、平成21年5月12日まで、住所の登録は変更されていない。</p> <p>イ 原告及びBが米国において滞在していたのは、本件 condominium であるところ、本件 condominium は、Aが役員を務める株式会社Iの社員及びその家族が無料で利用できる厚生施設であり、同社の社員であれば誰でも同じ条件で利用でき、利用する際も、家具が備え付けのため、日用品等を日本から送り、帰国する際には引き上げてくることになるものである。そして、Bは、本件 condominium を他の社員が利用していたために、同じ建物の別の部屋を利用したこともあり、Bら家族が本件 condominium をいつでも自由に利用できる状態ではなかった。</p> <p>ウ したがって、<u>Bは、〇の自宅を生活の中心としており、本件 condominium は、生活の本拠となるべき</u></p>	<p>仮に、本件信託の設定に関し、相続税法4条1項が適用されるとしても、<u>原告は、次のとおり同法1条の4第3号の制限納税義務者に該当する。</u></p> <p>ア 原告の出生後本件信託設定までの間、原告は、米国に〇日間滞在し、一方、日本には〇日間しか滞在していない。そして、原告の日本での在留資格は、「短期滞在」であり、日本での滞在可能期間は90日であったが、米国での在留期間に制限はなかった。</p> <p>イ 原告の日本での滞在中の住まいは、一時的な仮住まいであったが、米国では定まった住居があり、生活の実体もあった。</p> <p>ウ Bに関しても、本件信託設定前後の日米の居住環境の整備状況、生活の実態、居留意思等に照らして、本件信託設定時において、その生活の本拠は米国にあったといわざるを得ない。</p>

住居とはいえないから、同人の生活の本拠は、○の自宅である。よって、原告の生活の本拠も、○の自宅であることになるので、原告は、相続税法1条の4第1号に該当する者である。

(5) 本件信託財産が我が国に所在するものであるか否か

(被告の主張)	(原告の主張)
<p>仮に、原告の住所が日本でなく、相続税法1条の4第3号の制限納税義務者に該当する場合には、同法2条の2第2項により、「その者が贈与により取得した財産で、この法律の施行地にあるもの」に対して贈与税が課されることになる。そして、財産の所在地は、同法10条により定められるところ、本件信託の受益権は、同条1項9号で挙げられている合同運用信託、投資信託又は特定目的信託に係る信託受益権に該当しないことは明らかであり、同条2項にも該当しないので、同条3項により、その財産の所在が判断されることになる。相続税法10条3項は「当該財産の権利者であつた被相続人又は贈与をした者の住所」が財産の所在としているところ、本件において「財産の権利者であつた贈与をした者」はFであり、同人は、昭和57年以降愛知県愛知郡（以下略）に居住している。したがって、仮に原告が制限納税義務者であっても、本件信託の受益権の所在は、Fの住所がある日本となり、原告は、贈与税の納税義務を負うことになる。</p>	<p>本件信託の信託財産は、設定者であるFが、K銀行・スイス支店の同人名義の口座に預金していた米国ドルで購入した券面額500万ドルの本件米国債である。</p> <p>そもそも、相続税法4条は、旧信託法の制定により、信託を利用することで贈与や遺贈の法形式を取らずにこれらと同一の経済効果を生じさせることが可能となったことから、信託を利用して贈与税課税を逃れる行為を防止するために制定されたものである。このことと、相続税法10条4項の規定に鑑みれば、本件において原告がFから贈与されたとみなされる財産の所在に関しては、本件信託設定時にFから本件信託の受託者であるGに移転された財産である米国財務省証券（本件米国債）の所在によって判定されるべきである。そして、米国財務省証券は、米国が発行する公債であるから、同条2項により、その所在は米国にあるものと解される。</p> <p>よって、本件信託設定に関して、原告を受益者として相続税法4条1項が適用されるとしても、原告は、本件信託設定当時、制限納税義務者に当たり、しかも、原告が贈与により取得したとみなされる財産の所在は、日本ではなかったから、原告は贈与税の納税義務の前提を欠いていたことになる。</p>

(3). 裁判所判断のまとめ

以上によれば、原告は、本件信託の設定に関し、相続税法4条1項の「受益者」に当たるとは認められないから、原告に対して、贈与税を課することはできない。したがって、原告が同項の「受益者」に当たることを前提としてされた本件課税処分は、その余の点を判断するまでもなく違法である。

よって、本件課税処分の取消しを求める原告の請求は理由があるので、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

4. 評釈

(1) 品川芳宣 (TKC 税情 59 頁 (2011.12)、税研 68 頁No.161(2012.1))

「信託契約書 3 条 3 項から、A (F) が完全なる贈与を履行したことを明記している。A(F)以外に利益を受けた「受益者」は、必ず存在することになる。信託契約書 4 条 1 項には「トラスト財産から得られる収益及び元本から X (原告) に支払い、又は X (原告) の利益のために利用するものとする」、「相続税法 4 条 1 項の定め「信託の利益の全部又は一部」等から総合的に X (原告) が「受益者」でないと断定することにむしろ問題があるように考えられる。」と記述されている。(なお()書は筆者)

(2) 仲谷栄一郎・田中良 (弁護士) (国際税務 74 頁 vol.31No.9)

本判決による「受益者」の解釈の問題点を 6 つ挙げ、6 つ目として、実質的に考察した場合、「本件信託の設定時において受益者に米国債が贈与され、(それを 1 か月後に売却して現金化したうえで)本件生命保険に投資しているだけという見方が合理的であるように思われ」と記述されている。

(3) 後宏治 (税理 197 頁(2011.9)、196 頁(2011.10))

「実質的な利益の移転に着目する「現実利益移転テーゼ」が旧相続税法 4 条 1 項の受益者の解釈として妥当だとするならば、名古屋地裁の判決は妥当なものと考えられる。」「取得した「受益権」の時価の評価が問題となる。」「設定時課税を行うために必要な受益権の評価が本質的に著しく困難 (ほとんど不可能) であると考えられる。」と記述されている。

(4) 本庄資 (ジュリ 122 頁No.1443(2012))

結論に疑問。相続税法 4 条 1 項は、「信託の利益の全部又は一部についての受益者であるとき・・・」と定めているので、限定指名権の行使により X が排除され新たな受益者が指名されない限り X が受益者であることは明らかであると考えられる。」などと記述されている。

(6) 泉絢也 (税務事例 49 頁以下 vol.44No.12(2012.12))

「現行の相続税法上の課税関係について、信託課税関係規定を適用せずに、生命保険課税関係規定を適用するという課税実務上の取扱いは、妥当性を有する面があるものの、解釈論上の妥当性や適用範囲の問題などなお考慮すべき課題が残されていよう。…、生命保険信託に対して生命保険課税関係規定と信託課税関係規定の重複適用の可能性が生じ得ることからすれば、生命保険信託の課税関係について、解釈あるいは立法による解決が期待される。」(同 44 頁)

(7)高野幸大 (税務事例研究 124 号 59 頁以下 (2011.11))

現行の信託法、相続税法の規定をもとに検討する。

受益者としての地位が不確定であるといえるから、受益者のいない裁量信託 (受託者は受益者の生存する限り教育、生活、健康等のために妥当と思われる金額を元本および収益から支払うが、受益者を指名できる権限が行使されたときは、信託財産を、指名された者のために保有、管理及び分配する) であると解すると、旧法、新法において、委託者の死亡時には信託財産は委託者に帰属すると考えて課税できるのだろうか、と問題提起される。

なお、「日本国籍を失った者で 20 歳未満の者は、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによって、日本国籍を取得することができる。」旨の国籍法 17 条の定めについて言及されている。

(8)佐藤英明 (「租税の複合法的構成」村井正先生喜寿記念論文集 113 頁以下(清文社 2012.4))

i 本判決は旧 4 条をみなし贈与規定との比較から受益者を導いているが、条項の創設の歴史的経緯から単純な比較は意味がない。ii 受益者とはどのような権利を有する者をいうか (信託受給権が不確定であっても監督的権

平成 25 年 2 月 1 日ミロク報告 星田寛

能を有すれば受益者である。また、限定的指名権がいまだ行使されていない信託設定時には現行の受益者たる地位には何らの影響を与えるものではない（解除条件付のもの）、iii 残りの 60 万ドルの信託財産の運用益にかかる課税について、判決が運用益が費用に充当されるというが、所得課税では家事費として扱うべきもので所得計算上控除できず、誰かに帰属する所得であり、本事件では受益者の所得ではないか。なお、佐藤教授は、現行の裁量信託の厳しい課税の取扱いを指摘されている。

(9)川口幸彦（「税大論叢 57」327 頁他（H20.6））

参考として、川口氏は、後述の論叢において、類似の海外信託の例を挙げすでに問題提起されていた。

IV. 生命保険信託の税制の検討、本件信託の課税の検討

(1) 最近の生命保険に係る判例

死亡保険金請求権への質権設定と死亡保険金受取人の承諾の要否について、生命保険契約が債権担保目的で締結された場合の事例（東京高判平 22・11・25 金判 1359 号 50 頁、判タ 1359 号 203 頁）控訴棄却・確定（上告・上告受理申立てなし）

「保険契約者である A はいつでも保険受取人の指定を変更ないし撤回することができたのみならず、受取人の指定・変更・撤回権を含む生命保険契約上の権利を他に譲渡することもできたのであり、保険金請求権の帰属は保険契約者である A の意思に委ねられていたことになる。そうすると、A は、本件生命保険契約に基づく保険金請求権について死亡保険金に関するものを含めて一定の処分権を有していたのであるから、保険金受取人の有していた本件生命保険契約に基づく保険金請求権も、被保険者が死亡するまではその限度で不確定なものであって、いわば期待権に止まるというべきである。すなわち、死亡保険金請求権も含めた本件生命保険契約に基づく権利全般について、A が上記処分権を有していたという意味で A の財産権に属するものであると解するのが相当である。…死亡保険金の受取人とされた補助参加人 Z は、質権設定による制約のある死亡保険金の請求権を取得しているに止まるというべきであり」

なお、平成 20 年法律 56 号の改正保険法は、質権設定について、譲渡とともに被保険者の同意を必要とするとの明文規定 47, 76 条にとどまり保険金受取人の同意の定めはない。質権を設定しえる主体を、保険金受取人と解するか、保険契約者と解してそもそも同意は不要と解することもできる。実務は保険金受取人の同意又は変更をしており、この事案はドジな稀な事件である。

名古屋高裁の本事件では、信託契約第 1 条において、委託者にとって撤回することが不能なものであり、契約で明示的に定める指名若しくは撤回の権限に基づく場合を除き、変更、修正または解除できない（しかし、受託者はできる）。上記の東京高裁の場合の保険契約者は変更等の権限を留保している。

(2) 生命保険信託に当たるか、生命保険信託の課税上の取り扱い

- ① 上記の東京高判の事例では保険契約者が権限を留保しているが、本件は委託者には一切の権限はなく、受託者が多大な権限を有している。しかし、その信託目的（米国での遺産税の節税目的での信託の利用の一つとして、i 市民権がない者によるインタングブル財産の贈与か、ii 子孫への生命保険請求権の贈与が活用される。いずれも撤回不能・委託者の権限を一切有しないものを要件としているので、このような条項がある。本件信託契約 7.1 の記載から ii が目的のようであるが…）から生命保険への投資は必然のようになっていると解されている（受託者の権限、限定的指名権者の指図権に係る信託条項の定めは米国では一般的文言）。

平成 25 年 2 月 1 日ミロク報告 星田寛

② 本事件は、原告が生命保険信託と主張するが、そのスキームについて検討されていない。この信託が生命保険信託であるか否か判示していない（が、しかし現に存する受益者か否かにおいて明らかにしていると解する）が、最近販売されている生命保険信託を参考にして検討したい。

i 解説には、2種類の生命保険信託スキームがあり、1つは生命保険金請求権が信託財産として委託者から抛出されており契約者としての地位は委託者が有している（下記の商品）、他の1つは受託者が保険契約者として保険金請求権だけでなく解約権等契約者としての権利をすべて有している（本事件）。2種類のスキームについて同じ課税関係で処理してよいのだろうか。相続税法基本通達4-2（改正後9-2-7）、同逐条解説には、違いについて言及されておらず、取扱いに特段の差異はないようである。しかし、本事件は、米国債を出損して信託し受託者が保険契約を締結している信託である。信託目的に従い速やかに保険金請求権を取得しているが、必要／やむを得ないならまたは指名権者により保険契約を一社でも解除でき、子孫に対して必要な給付ができるのである。2種類ある生命保険信託のいずれでも同じ課税の取扱いをすることが合理的であろうか。

ii 三井住友信託銀行ホームページ

<http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/support/insurance/>

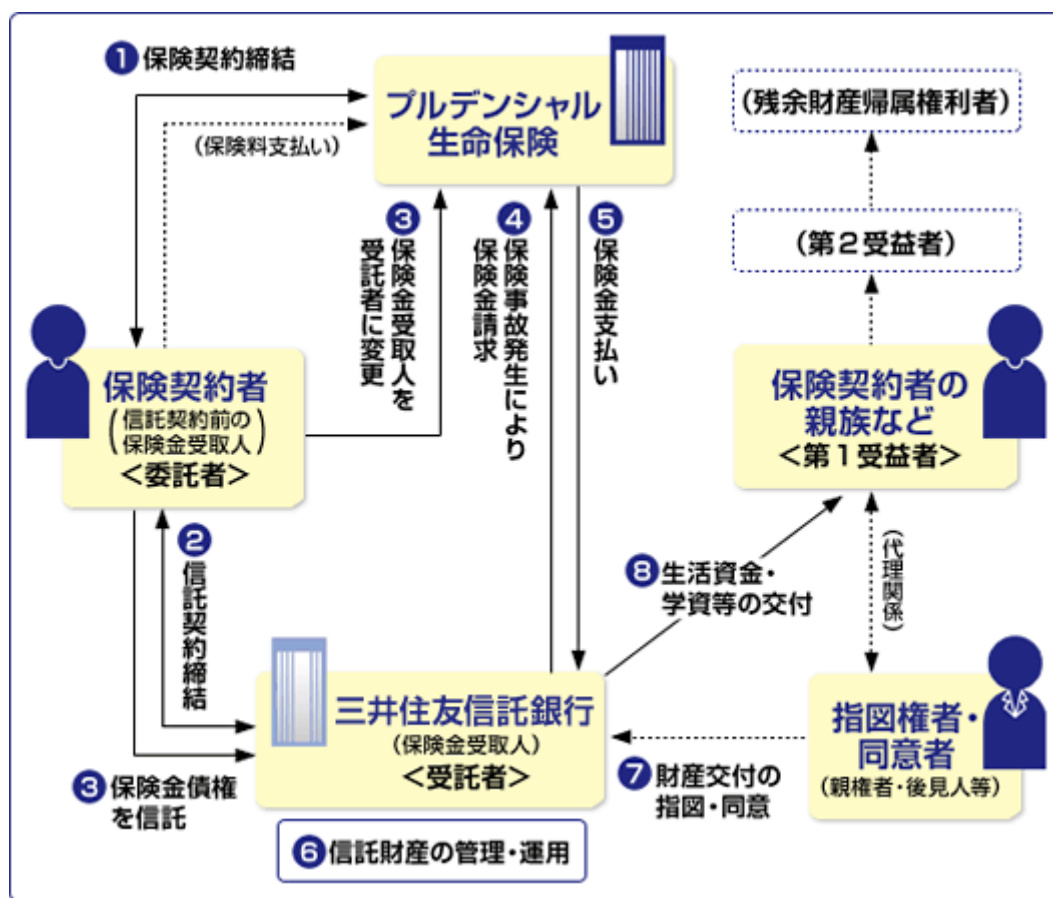
安心サポート信託「生命保険信託型」

プルデンシャル生命と三井住友信託銀行は、親族の将来の経済的生活の安心やお客さまの社会貢献などの願いの実現のために、保険の「財産創出機能」と信託の「財産管理機能」を組み合わせた生命保険信託を提供している。

「生命保険信託型」の受託基準

委託者 (信託される方)	1.プルデンシャル生命との生命保険契約者である個人で当社の営業エリアに居住される方	(1) 生命保険信託の契約時まで生命保険契約(新規・既契約とも)の保険金受取人を自己とすること
	2.次の点を承諾される方	(2) 信託契約と同時に保険金受取人を当社に変更する手続きを保険会社に行うこと (3) 信託期間中は上記(2)以外の保険金受取人の変更を行わないこと
信託財産	死亡保険金額が当社の安心サポート信託(金銭信託型)の最低受託額(現行は3,000万円)以上であること	
信託目的	(1) 違法なものでないこと (2) 公序良俗違反でないこと (3) 実現可能なものであること (4) 信託事務の対応可能なものであること	
受益者	1.個人の場合	原則として、以下の(1)または(2)に該当する方 (1) 委託者の配偶者または二親等内の血族 (2) 委託者の配偶者または二親等内の血族以外の場合は、保険会社および当社の職員(いずれもその親族を含む)でない方
	2.個人でない場合	公益認定法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、医療法人、認定 NPO 法人および公益性の高い権利能力なき財団などの公益団体であること
信託期間	原則として、保険金受領時から25年間 (ただし、「受益者の死亡まで」という期間設定は可能です。)	

生命保険信託型の仕組み



商品概要(平成 24 年 4 月 1 日現在)

商品名	安心サポート信託(生命保険信託型)
販売対象(委託者)	プルデンシャル生命保険株式会社と生命保険契約をされた個人
信託の種類	生命保険信託(金銭債権の信託)
信託目的の範囲	適法かつ公序良俗に反しない限度で、死亡保険金をご家族などのためにオーダーメイドで管理・保全・承継することを目的とします。
信託期間等	死亡保険金受領後 5 年以上で、信託目的に合致した期限をお決めください。 原則として、保険金を受領した日から最大 25 年を上限とします。
信託設定の方法	契約による設定
最低受託財産額	死亡保険金額は、原則として、3,000 万円以上(1 円単位)とします。
追加信託	当初の信託財産と保険会社を同じくする死亡保険金請求権の追加信託は可能です。
特約事項	受益者の指定、財産交付の内容、財産交付に関する同意者・指図権者などについて、当社が適当と判断する範囲内で委託者と協議の上取り決めます。
中途解約の取扱い	委託者存命中はいつでも中途解約できます。保険金取り立て後の受益者による中途解約は、原則としてできません。
信託の終了	保険契約の全部の失効・解約により信託は終了します。

		取立保険金額が信託目的を達成するために十分な金額でない場合には、委託者または委託者死亡後の受益者と受託者が協議の上信託を終了させることがあります。 保険金取立て後は、特約で定めた財産の交付を信託期間中にわたって当社が保証するものではなく、財産の交付により信託財産がなくなったときは、信託は当然に終了します。
信託報酬	信託契約 締結時	52,500 円(税込)
	管理信託 報酬	<保険金取立時報酬> 受領保険金額について次により計算した金額の合計額 (1) 保険金額の 5 千万円までの部分の 3.15%(税込。ただし、最低 105 万円) (2) 保険金額の 5 千万円超 1 億円までの部分の 2.10%(税込) (3) 保険金額の 1 億円超の部分の 1.05%(税込)
		<定例管理報酬> 財産交付開始月以降、月額 10,500 円～31,500 円(税込。管理内容等に応じ個別に決定)を毎年 1 回 收受します。
	運用信託 報酬	金銭信託(5 年以上)の収益金から予定配当額を差し引いた金額を毎年 3 月・9 月の各 25 日に收受しま す。
中途終了 手数料	取立保険金額が信託目的を達成するのに十分でないため信託を中途終了させる場合 105,000 円(税 込)	
その他の信託要項		受領した保険金全額を元本補てん契約のある当社の指定金銭信託(一般口)により管理・運用します。た だし、運用者である当社の信用リスク等が顕在化した場合には、元本が保全されないリスクがあります。 信託財産の運用、収益計算、予定配当率、などについては、金銭信託(一般口)約款の定めによります。 なお、運用先の指定金銭信託(一般口)にも、この生命保険信託契約にも預金保険の適用はありません。
保険会社との手続き		信託契約時までに保険金受取人を保険契約者と同一人とする契約(既往契約の場合は変更)手続きを 保険会社に行ってください。 信託契約締結直後に当社を保険金受取人に変更していただきます。

- ③ 本事件の判決の本文「本件信託は、本件信託財産を、Aを被保険者、Gを保険契約者兼保険金受取人とする本件生命保険に投資し、その死亡保険金をもって、受益者に利益を分配することを目的として設定されたものと認めるのが相当である」の記載から、生命保険信託の一つとしての解釈をしていると考えられる。しかし、そもそも生命保険信託とは何か。生命保険を信託財産にする 2 種類の信託があるが、本信託契約は生命保険を目的とする信託といえるか。本件信託の信託契約 7 条 1 項以外に序文、4 条 1 項、7 条 4 項の条項解釈として、本件信託の主たる目的は原告をはじめとする子孫の教育、生活等の支援であり、生命保険請求権のみによる 4・50 年のちの教育、生活支援だけとは条項からは読み取れない)。

契約設定時における受益者・原告には、将来の生命保険請求権による金銭交付を受ける権利だけでなく、保険事故が生ずる前にも必要に応じて信託の利益を得る機会を有していると条文から解されるので、被

告・国の主張のとおり、単なる生命保険請求権だけを信託財産、目的とする信託ではないと解される。

④ 高野幸大教授、泉絢也氏の懸念

旧税法では4条に信託の課税関係が定められていたが、改正税法では9条の2以下に定められ、条項の位置づけが変わったのだろうか。何故かは不明である。

生命保険信託は信託の性質と生命保険金の性質を併せ持つ。もし、本事件の判決のように受益者の定めがないとされた場合、旧法ではどのように課税され、改正税法ならどのような課税関係になるのだろうか。後述する高野幸大教授および泉絢也氏の懸念について改めて検討しておく必要がある(25年度改正要望案で十分だろうか)。

(3) 誰のための管理報酬なのか、60万ドルの果実・所得と元本の実質的な帰属者はだれか

判決の本文では「本件生命保険の上記管理費、信託報酬、Aの余命、本件生命保険契約の存続期間を考慮すると、米国債として運用されている60万ドル相当額は、今後確実に発生が見込まれる本件生命保険の管理費や信託報酬に充てる予定であり、受益者に対する分配を予定していない信託財産であると理解するのが相当である。」と記載されているが、停止条件付信託ならその条件成就まで受益者がいないと解することができるが、委託者死亡後に受益者のための信託を維持する受託者報酬等の管理費に充てる信託財産およびその運用益は誰のもので、誰の所得になるのだろうか(信託管理は受益者のためなので当然に受益者のものと解される)。

もし、本判決に従ってこの信託の場合、旧4条の定めにより委託者課税が適用されるのだろうか。本件信託契約では何らの権利を有しない委託者ではあるが、旧4条の定めにより60万ドルの毎年の運用益は委託者の所得になるのだろうか。委託者の相続開始において生命保険請求権を含む信託財産があるなら、誰に財産および所得が帰属するのであろうか。たとえ、受託者が保険契約を締結していても、新法では明文の定め(9の2⑥)があり、旧法では解釈により受益者(いないと解するなら委託者)が信託財産を有するものとして、課税できるのではないだろうか。

(4) 「信託による利益を現に有する地位にあるとは認められない」との判旨は、「受益者は不特定なのか」または「受益者は現に存しない」ということか。

本事件の信託契約において受益者の一人として原告を記載しているが、米国の裁量信託において受益者を具体的に記載する必要はないと考える(限定的指名権者により指名させればよかったのに、なぜ米国籍の原告を記載したか…、どうして本事件が露見したか?もし課税庁が負けたらFの相続時には課税できるのか?)。

では、本事件の原告は受益権の一部にかかる受益者ではなく、また受益者が現に存しない、もしくは受益者が特定していない、といえるのか。そもそも、旧相続税法4条の特定、特定していない、全部または一部とはどのような概念なのか明確にされず議論もされていない。本判決では、受益者の権利を原告は現に有していない(本判決文では、「相続税法5条ないし9条と同様に、みなし贈与の規定である同法4条1項にいう「受益者」とは、当該信託行為により、その信託による利益を現に有する地位にある者と解するのが相当である。」との記載)とし、まだ受益者が特定しているかの議論に至っていない。

受益者であるかについては、生命保険の場合は保険事故が生じない限り固有の権利は生じていないが、本件信託の場合は、本件信託契約条項から、原告は保険金請求権が行使される前にも受益者としての受益を得る機会を有していると解される(判決の条文解釈と異なる)。

佐藤教授は受益者としての監督権能があることを根拠に原告は受益者であるというが、加えて受益者として課

税するには経済的価値を現に有することを説明する必要がある。佐藤教授は、受益者に対する情報報告及び会計報告（5条8項）の定めがあり、またニュージャージー州法による受益権を確保するための受益者としての監督的権利がある（保険事故が生じるまで受託者には報告義務はないというのか）ことを指摘される。裁判所の判断、原告、被告において、いずれも信託法における受益者の受益債権だけでなくその他の監督的権能（5条8項等）について議論されていない（佐藤教授評釈）。

受益者の受給できる機会・内容（額と時期）が不明確なだけであり、受益者がいない、または受益者の地位にないというまでの論理の飛躍があるではないか。新・旧の信託法では原告を含めた子孫は設定時から明らかに受益者の範囲内であり、被告及び佐藤教授の指摘のとおり限定的指名権者による指名は未だなされていないので、特定された受益者は原告だけである。また、子孫という範囲において特定していると解することができる。裁量信託（別紙「米国の信託」参照）における受益者の一人というべきである。その受益内容が不確定であるに過ぎない。

なお、「特定」とはいかなる場合をいうか、どのようにその権利を評価するのか、どのような課税関係になるのかについて、裁量信託の取扱いにおいて改めて検討（まず法的解釈）しなければならない。

本判決は「**本件信託としては、本件生命保険の保険金が受領できる時、すなわち保険事故であるAの死亡した時又は保険期間が満了した時まで保険金を取得することはできず、本件信託設定時においては、受益者に対して分配することが可能となる資産を有していないことになる。そうすると、本件信託の受益者は、本件信託設定により直ちに本件信託から利益を得ることはできず、Aが死亡し、あるいは本件生命保険の満期が到来して初めて本件信託から利益を得ることが可能となることになる。また、原告は、本件信託契約において第一次的には受益者とされているが、本件信託が受領した本件保険契約に基づく保険金を直ちに全額受領できるわけではなく、本件信託の裁量により分配を受け得るのみであり、しかも、限定的指名権者の指名により、原告以外の者が本件信託の利益の分配を受けることも可能である。以上の事情を総合すれば、原告は、本件信託の設定時において、本件信託による利益を現に有する地位にあるとは認められないといわざるを得ない。**」と記述しているが、上記(3)のように信託目的「子孫のために」を維持するために財産が確保されており、また「変額保険証券又はユニバーサル保険証券の解約返戻金の投資に、代替ポートフォリオを提供する当該保険証券に関し、受託者は、経常収益について合理的水準を達成すること、及び元本を長期間に徐々に増大させることを一般目的とする方針を持ったバランス・ポートフォリオ又はファンドへの投資することにより、当該解約返戻金についての投資責任を果たすものとする」（7条4項）との定めにより信託財産は保険契約に限定されず、本信託証書の条項から、保険契約が解約される場合もあり、委託者の子孫は保険事故が生じる場合以外にも利益を享受できる可能性があるとして解される（受益者が困ったときに受益させることが本来の目的と解され、保険事故まで受益させない目的と解することができず、そのような非合理的な目的の趣旨は条項から読み取れない）。

(5) もし、本件信託のような場合受益者は現に存しないというなら、現行信託税制ではどのような課税になるか。

i 信託課税の取扱いが適用される場合

本件のような受益者の存在しない信託の設定を外国信託の利用によりなされた場合、税務上のみなし受益者（特定委託者）が存在しなければ、法人課税信託の規定が適用され、信託の営業所等が国外にあるので外国法人として取り扱われ（法法4の7一）、日本に恒久的施設がないときは、信託設定時の受託者側での受贈益課税は行われず、信託財産がもし国内株式であればその配当について源泉所得税の課税で完了し法人税の申告義務は生じないが、しかし、将来の受益者が委託者の親族であることから、受託者が国外に居住する個人として贈与税が

課される (相法 9 の 4①③) (国際税務 vol.31No.12, 74 頁)。

なお、川口幸彦氏の論文 (423 頁以降) の中に、海外の信託銀行を受託者として信託を設定した事例について言及され、事例 11 では海外信託銀行預金を信託財産とし日本国籍のない長女を受益者とし、事例 12 では受益者等を定めずに、しかしいずれは長女も受益者になるとして、現行信託税制での課税関係を検討されている (本事件によく似ているが誰もが想定できること)。事例 11 では、受益者が信託財産を有するものとみなされ、海外預金は国外財産として取り扱われると考えられる (相 9 の 2⑥,10①四)。事例 12 では、受託者が国外信託銀行営業所になることから、法人税は課税されないが、受託者の営業所が海外にあっても日本国籍を有する個人とみなして贈与税の義務があると考えられる (法 2 二十九の二ロ,4 の 6,4 の 7 二、相 9 の 4、相令 1 の 12 一、二)。川口幸彦氏は「もっとも重要な問題は、課税するための資料情報が的確に収集されるかどうかである。特に、海外で信託を設定する場合については、その内容を的確に把握することが重要である。」と記述 (427) されている (この論文は租税資料館賞の入賞作である)。

ii 高野幸大教授および泉絢也氏の懸念

前述の高野幸大教授を参考にして、泉絢也氏の論考 (43・44 頁) によれば、「生命保険信託に対しては、生命保険課税関係規定を適用するという見解を示してきた。」「保険給付を受ける者としての受取人は受益者でなく受託者である。」「受益者は保険金受取人としての権利は有しておらず、あくまで信託の受益者としての権利を有するのみ…」「文理解釈上、保険金受取人たる受託者に対して、5 条 1 項が適用される可能性があり、」「ただし、相続税法 9 条の 2 第 6 項の規定との関係」「生命保険信託の受益者に対して信託課税関係規定の適用があるからこそ」「信託財産たる保険金請求権は、相続税法上、受託者ではなく受益者が取得したものとみなされ」「生命保険信託は、単に、保険契約者が自分以外の者を保険金受取人とするような第三者のためにする生命保険契約とは如実に異なる点があることに注意」、また「撤回不能生命保険信託の場合において」「保険事故発生前に被相続人でない保険契約者 (= 保険料負担者) が死亡すれば、保険契約者の有する保険契約解約権や解約返戻金請求権などその生命保険契約の権利は、いわゆる本来の相続財産となる」「委託者は信託に関する権利を有しておらず、かつ、生命保険契約に関する権利も有していないことから、保険事故発生前に信託財産の拠出者たる委託者が死亡したとしても、何らかの課税関係も生じない (高野 74 頁)。」「9 条の 2 第 1 項や 9 条の 4 第 1 項のような信託課税関係規定の適用がないならば、…、委託者死亡時においてもその相続人に対する相続税課税が行われないう結果となる」「私法上信託の法律効果を享受する生命保険信託に対して、信託課税関係規定を適用しないことに起因するものであろう」と記述され、信託課税関係規定の適用を前提にされている。

iii 裁量信託の課税について

佐藤英明教授は旧税法において、「信託損益は留保して受益者の誰かの健康、教育上の必要に応じ、受託者の裁量によって分配される信託が設定されたとしよう。この他益信託の設定時にこれら 3 名の『受益者』の将来の受益内容を確定し、その『受益権』の価格を評価することは不可能であると考えられる。他方、これは受益者の範囲や受益権が定められているに過ぎず、受益者はいまだ特定されていないと解して、…、…、…、時に理論的な根拠が薄弱な委託者に対する課税の範囲を拡大する結果となる。」「…、」「そもそも単純な贈与 (遺贈等を含む) に代えて信託を選ぶ目的の一つは、将来における事情の変化等に柔軟に対応できるという信託の特徴を利用しようとする点にあると考えてよからう。」 (新井誠編「高齢社会とエステイト・プランニング」155 頁他 (日評 2000)) と記述され、本事件についての評釈 (記念論文集 128 頁(15)) においては、いったん原告に全部に課

税され、指名権行使時に新たな受益者がさらに課税される結果になる、との記述がある。このような課税関係が合理的な新税制の解釈なのか、さらに検討する必要があるが、税制の規定そのものに問題もあると解する（本事件は裁量信託としての課税関係を問うものでもある）。

iv まとめ

旧税法においての本事件の判旨には反対である。受益者は特定しており設定時に課税されるべきである。

新旧税法のいずれでも、保険か信託かのいずれを適用するかではなく、あくまでも信託の設定であるから（3条以下の後の条項、9条の2に定められていても）、信託課税が適用されるべきと考える。保険金請求権のみを信託財産とし保険事故を停止条件とする信託なら当然に条件成就において効力が生じるものとして課税すべきである（9の2-8の通達も生命保険信託をそのように解していると考ええる）。本件信託の場合は受託者が保険契約上の権利・地位を有しており、またいつでも生命保険契約を解除できること、子孫という特定された範囲で受益者が存在し原告が特定されていることから、いつでも受益者として信託の利益を享受できる（本件信託は受益者に停止条件が付されていると解することができない）ので、設定時に受益者課税することが適切である（なお、どの程度の評価をするか、長男Cも受益者か等は検討すべきである）。

追加検討事項；

1. 租税回避行為に当たるか？

本事件のような米国での米国債による生命保険金信託が本判決のように取り扱われるとするならば、日本での課税を逃れるための意図的な海外信託の設定と解されるのか、合目的な合理的選択と解することができるか。

- ・孫は日本国籍を 20 歳までに取得することができる。
- ・受益者が現に存しない信託をあえて海外で設定された（受託者が国外の）場合、どのような課税が適用されるか（受益者がいない場合の国外受託者にどのようにして徴収するのか）。また、現行税制において、本件信託には受益者がいると解された場合でも国外財産、米国籍・米国居住者のときは課税できないことから、25年度税制改正に一部取り込む要望案（1.29大綱）により、本件信託のような事案に対処しようとしている。

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gjjiroku/zeicho/2012/_icsFiles/afildfile/2012/11/13/24zen7kai14.pdf

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gjjiroku/zeicho/2012/_icsFiles/afildfile/2012/11/13/24zen7kai15.pdf

2. 信託財産の所在について、国外財産調書の取り扱いが相続税法の今後の解釈になるのか？

平成 24 年 3 月改正税法のすべて（国際課税関係の改正抜粋 P619・620）によると、「②国外財産の意義（所在判定） 「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています（国外送金等調書法 27）。ここでいう「国外にある」かどうかの財産の所在判定については、基本的には財産の所在について定める相続税法第 10 条の規程によることとし、同上第 1 項及び第 2 項に掲げる財産にあつては、当該規定の定めるところによることとされています（国外送金等調書法 5③、国外送金等調書令 10①）。（注）財産の所在判定については、財産の所有に関する制度である「国外財産調書」においても、現行、財産を相続等により取得した場合に課される相続税の「財産の所在」を定める相続税法第 10 条（特に制限納税義務者の場合に財産の所在が重要になります。）の規定を基に定めることとされたものです。」「また、上記相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項に掲げる財産以外の財産で次に掲げるものにあつては、同法の財産の種類に応じた所在の定めを踏まえ明確化され、それぞれ次の場

平成 25 年 2 月 1 日ミロク報告 星田寛

所により判定することとされています（国外送金等調書令 10⑥、国外送金等調書規則 12③）。タ～ソ（省略）

ツ 信託に関する権利（上記ヌを除きます。）：その信託の引き受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在 ネ 上記イからツまでの財産以外の財産：その財産を有する者の住所（住所を有しない者にあつては、居所）の所在 なお、上記による国外財産の所在の判定は、その年の 12 月 31 日における現況によることとされています（国外送金等調書令 10②）。」（下線等筆者）

信託財産の所在について、旧法ではあいまいで、10 条 1 項各号の信託財産の所在地かまたは被相続人・贈与者の住所（3 項）かについて 2 つの説があった。しかし、改正された相続税法 9 条の 2 第 6 項では、「贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして」との記述から、受益者等が信託財産を有しているものとみなされるが、財産の所在までを定めているわけではない。「改正税法のすべて」の記述から、国外送金等調書令 10 条 6 項により、相続税法 10 条 1 項に該当しない信託に関する権利は受託者の営業所の所在と解されるようである。

しかし、相続税法 10 条 1 項に記載の財産は 9 条 2 第 6 項により信託財産の所在が判断されるものと解されるが、国外財産調書においての信託に関する権利の所在の公権解釈は相続税法においても同様の解釈になると解すべきなのであろうか。所得課税においても、国際課税を念頭にすればこの考え方でよいのであろうか。なお、25 年度も同調書令が改正される見込みである。

以上

（参考；関係法令等）

1 相続税法（平成 19 年法律第 6 号改正の前のもの）

第 1 条の 4

次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

1 号 贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

2 号 贈与により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

3 号 贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（前号に掲げる者を除く。）

第 2 条の 2

第 1 条の 4 第 1 号又は第 2 号の規定に該当する者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。

第 2 項 第 1 条の 4 第 3 号の規定に該当する者については、その者が贈与により取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、贈与税を課する。

第 4 条

信託行為があつた場合において、委託者以外の者が信託（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。）の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があつた時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合には、当該信託の利益を受ける権利のうちその受ける利益に相当する部分。以下この条において同じ。）を当該委託者から贈与（当該信託行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

第2項 次の各号に掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生じたため委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者となった場合においては、その事由が生じた時において、当該受益者となった者が、その信託の利益を受ける権利を当該委託者から贈与（第1号の受益者の変更が遺言によりなされた場合又は第4号の条件が委託者の死亡である場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

1号 委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと。

2号 信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないため受益者が確定していない信託について、受益者が確定したこと。

3号 受益者が特定していない、又は存在していない信託について、受益者が特定し、又は存在するに至ったこと。

4号 停止条件付で信託の利益を受ける権利を与えることとしている信託について、その条件が成就したこと。

第3項 前項第2号から第4号までに掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生ずる前に信託が終了した場合において、当該信託財産の帰属権利者が当該信託の委託者以外の者であるときは、当該信託が終了した時において、当該信託財産の帰属権利者が、当該財産を当該信託の委託者から贈与により取得したものとみなす。

第5条

生命保険契約の保険事故（傷害、疾病その他これらに類する保険事故で死亡を伴わないものを除く。）又は損害保険契約の保険事故（偶然な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る。）が発生した場合において、これらの契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、これらの保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金（当該損害保険契約の保険金については、政令で定めるものに限る。）のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額のこれらの契約に係る保険料でこれらの保険事故が発生した時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす。

第2項 前項の規定は、生命保険契約又は損害保険契約（傷害を保険事故とする損害保険契約で政令で定めるものに限る。）について返還金その他これに準ずるものの取得があつた場合について準用する。

第3項 前2項の規定の適用については、第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する保険料を負担した者の被相続人が負担した保険料は、その者が負担した保険料とみなす。ただし、第3条第1項第3号の規定により前2項に規定する保険金受取人又は返還金その他これに準ずるものの取得者が当該被相続人から同号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人が負担した保険料については、この限りでない。

第4項 第1項の規定は、第3条第1項第1号又は第2号の規定により第1項に規定する保険金受取人が同条第1項 合においては、当該保険金又は給与に相当する部分については、適用しない。

第10条

次の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。

（1ないし8号は、省略）

9号 合同運用信託（信託会社又は信託業務を営む金融機関が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第2項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及び同条第28項に規定する外国投資信託で委託者非指図型投資信託に類するものを除く。）をいう。）、投資信託（同条第3項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）又は特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第13項（定義）に規定する特

定目的信託をいう。)に関する権利については、これらの信託の引受けをした営業所又は事業所の所在
(10号ないし13号は、省略)

第2項 国債又は地方債は、この法律の施行地にあるものとし、外国又は外国の地方公共団体その他これに準ずるものの発行する公債は、当該外国にあるものとする。

第3項 第1項各号に掲げる財産及び前項に規定する財産以外の財産の所在については、当該財産の権利者であつた被相続人又は贈与をした者の住所の所在による。

第4項 前3項の規定による財産の所在の判定は、当該財産を相続、遺贈又は贈与により取得した時の現況による。

2 信託法 (平成18年法律第108号の改正の前のもの)

第1条

本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ

3 相続税法基本通達 (昭和34年1月28日付け直資10。平成19年5月25日課資2-5, 課審6-3の改正の前のもの。)

4-2 いわゆる生命保険信託については、その信託に関する権利は信託財産として取り扱わないで、生命保険契約に関する規定(法第3条又は第5条)を適用することにより取り扱うものとする。

(「相続税法基本通達逐条解説(平成15年版)」大蔵財協 139~140頁)

生命保険金信託の契約方式としては、①委託者が、その生命保険契約の保険金請求権を一定の目的の下に受託会社に信託する原則的方式と、②委託者が金銭又は有価証券を信託し、受託者の名において委託者(又は第三者)を被保険者として生命保険契約を締結せしめ、満期又は保険事故発生の場合に受託者が保険金請求権を行使して得た保険金を受益者のために一定の目的に従って運用する例外的な方法の2つが考えられるといわれている(信託協会編「信託実務講座3」有斐閣16頁)が、いずれの場合にも受託者は、信託契約に従い受益者のために受領した生命保険金を管理運用するところから、実質的には、受益者には、受益者がその生命保険金を受け取ったのと異なるところがない。

別紙の参考資料

1. 名古屋地裁 H23.3.24 判決概要
2. 名古屋地裁 H23.3.24 判決本文
3. 名古屋地裁 H23.3.24 判決に係るトラスト契約 (甲第4号証)
4. 19年度税制改正のすべて (相続税法等の改正 P474・475 ほか抜粋)
5. 19年相続税法の改正新旧対照表 (信託関連 P117~122 抜粋)
6. 19年相続税施行令改正新旧対照表 (信託関連 P4~11)
7. 相続税法基本通達一部改正 (H19.5.25)
8. 参考; 米国の信託(未定稿)

以上